

令和8年第4回福祉文教常任委員会 要点記録

開閉会日時		令和8年3月16日（月曜日）			開会	9:56		会議場所	別海町議会 委員会室2・3	
					閉会	12:01				
委員の出欠		2番	吉田 和行	欠席	4番	伊勢 徹	出席	5番	貞宗 拓雄	出席
		7番	横田 保江	出席	8番	田村 秀男	出席	10番	外山 浩司	出席
		13番	中村 忠士	出席						
出席説明員	福祉部	福祉部長		福祉部次長		介護支援課長		老人保健施設すこやか事務長		
		宮本 栄一	欠席	石戸谷友絵	欠席	高橋 勇樹	欠席	渡辺 久利	欠席	
		福祉課主幹		福祉課主幹		介護支援課主査		介護支援課主査		
		澤田 憲一	欠席	松本 静香	欠席	天神 幸子	欠席	山崎 さおり	欠席	
		居宅介護支援事業所長		地域包括支援センター長		老人保健施設すこやか主幹		老人保健施設すこやか主幹		
		大道 詳子	欠席	井川 仁	欠席	高橋 知美	欠席	門間 さおり	欠席	
	老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		老人保健施設すこやか主査		訪問看護ステーションやまびこ所長			
	信免 明花	欠席	佐藤 裕美	欠席	加藤 真未	欠席	堀 留美	欠席		
	保健生活部	保健生活部長		保健生活部次長		保健生活部次長		生活環境課長		
		小川 信明	出席	谷村 将志	出席	千葉 宏	出席	上田 健一	出席	
		母子健康センター長		町民課主幹		町民課主査		町民課主査		
		根本 博美	欠席	平下 奈津子	欠席	永田 恵一	欠席	加藤 美和	欠席	
生活環境課主幹		生活環境課主査		生活環境課主査		保健課主幹				
佐藤 政士		欠席	小野 絵里	欠席	中川 雅章	欠席	畠澤 みどり	欠席		
保健課主幹		保健課主査		保健課主査		母子健康センター主幹				
佐伯 祐司		欠席	岩光 理代子	欠席	對馬 恵子	欠席	高橋 美香	欠席		
母子健康センター主査		母子健康センター主査		子ども家庭センター総括支援員		子ども家庭センター主査				
渡辺 久恵		欠席	佐藤 睦美	欠席	能登 麻奈美	出席	高橋 典子	欠席		
子ども家庭センター主査		子ども家庭センター主査								
佐藤 佐智子	欠席	林 美紀子	欠席							
教育委員会	教育部長		指導主幹		指導主幹		教育部次長			
	干場 みゆき	出席	稲村 和典	欠席	野口 泰秀	欠席	角川 具哉	出席		
	教育部次長		生涯学習センター長		指導参事		生涯学習課長			
	田畑 直樹	出席	福原 義人	欠席	瀬川 航平	欠席	立澤 雅彦	出席		
	西公民館長		東公民館長		図書館長		学務課主幹			
	竹中 利哉	欠席	門間 勝司	欠席	堺 啓	欠席	高津 寛人	欠席		
	学務課主幹		学務課主幹		学校教育課主査		学校教育課主査			
	武田 文吉	欠席	伊井 崇史	欠席	戸野 晶雄	出席	真籠 美香	出席		
	生涯学習課主幹		生涯学習課主査		給食センター主査		中央公民館副館長			
	恒川 敦史	欠席	松本 芳樹	欠席	大森 晴海	欠席	今野 学	欠席		
西公民館副館長		東公民館副館長		図書館主査		郷土資料館副館長				
竹本 誠	欠席	福原 仁史	欠席	吉田 美奈子	欠席	石渡 一人	欠席			
郷土資料館主幹										
戸田 博史	欠席									
別海病院	事務長		事務課長		事務課主幹		事務課主幹			
	三戸 俊人	出席	椋木 直人	出席	大森 圭介	出席	奈良 司	出席		
委員外の出席						合計	0名			
事務局職員		事務局長	入倉 伸顕	主幹	木幡 友哉	合計	2名			
傍聴者数		議員	0名	報道関係者	0名	合計	0名			

会議に付した事件及び会議結果など	
発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 10 番 外山	9 : 56 開会、出席委員 6 名、欠席吉田委員。会期 1 日。
病院事務長 三戸	別海病院報告事項 議事 3 その他報告事項 (1)「発達精神外来」の開設について ・病院の近況とインフルエンザの状況、新年度から開設予定の発達精神外来について説明する。職員 の状況については、正看護師 1 名を 3 月 1 日付で採用し、3 月末で 3 名の正看護師が退職予定である。 新年度 4 月には 2 名の正看護師を採用予定となっている。 インフルエンザの発生状況は、2 月中旬から感染者が激増した。昨年 12 月 29 日から今年 1 月 25 日までの感染者は 16 名だったが、1 月 26 日から 2 月 22 日までは 215 名となり、非常に珍しいパター ンであった。年内は A 型が流行し、2 月から B 型が流行したため、大変厳しい状況が 2 週間程度続いた が、現在は 2 月のような状況は脱した。院内感染が発生しなかったことは幸いであった。 発達精神外来について説明する。別海町の神経発達症、特に自閉症や注意欠如多動障害の子供 を受け入れていた釧路市内の医療機関が高齢のため 2、3 年後に閉院予定との連絡があり、別海町在 住の神経発達症関連の子供を受け入れる医療機関及び支援体制の整備が必要となった。また、特定 児童扶養手当を受給している子供は定期的な発達心理検査と医師の診断が必要である。さらに、5 月 から 5 歳児健康診査が開始される予定もあり、神経発達症児のケアがより必要となる。 これらの対応には医療、保健、福祉、教育等各分野の連携が必要であり、その一環として新年度から 町立別海病院で公認心理士による発達心理検査と神経発達症専門医師による発達精神外来を開設 する。発達心理検査は令和 8 年 4 月から、発達精神外来は同年 5 月から各月で開設予定である。対 象児童のピックアップはこども家庭センターと連携して進める。
委員 8 番 田村 病院事務長 三戸	・インフルエンザ予防接種について、11 月頃に接種するワクチンは A 型なのか。 ・ワクチン自体は製薬会社が既存の流行したもの、例えば香港 A 型などに合わせて流行すると思われる耐 性に合わせたワクチンを作る。そのため、A 型に合わせたワクチン以外のものが流行すると、接種していても 感染してしまう。
委員 4 番 伊勢 病院事務長 三戸	・自社ではコロナ前から AB 両型に適用できるワクチンを接種していた。以前は A 型流行時には A 型、B 型流行時には B 型のワクチンを接種していたが、現在は AB 両方に適用できるワクチンがある。接種後は 以前のように次々と倒れることはなくなった。今回の報告を聞いて驚いている。 ・1 か月 200 人以上の感染者のうち約 170 人が中学生以下で、大人は 2 割程度である。子供から大 人へ家庭内で感染するパターンが多い。
委員長 10 番 外山 病院事務長 三戸	・混合ワクチンの使用は可能なのか。 ・混合ワクチンは可能であるが、製薬会社と薬局が今年のトレンドを判断し、特別なものを選ぶより全体的 的傾向で製薬会社が推奨してくる。ワクチン接種しても感染しないわけではないが、今年の流行は異常で あった。小さい子供がいない家庭では他人事だったかもしれないが、子供から親へ感染するケースが多かつ た。
委員 8 番 田村 病院事務長 三戸	・肺炎球菌ワクチンについて、従来 5 年毎だったが、永久に効くワクチンができたテレビで見たが、近々出 回るのか。
委員 4 番 伊勢	・厚生省で認定され問題ないとされれば、当然自治体や医療機関に情報が降りてくるとされる。 ・発達精神外来について、4 月 5 月から開設するが、医師はどのように確保するのか、常駐なのか、人員 体制については。

病院事務長 三戸	<ul style="list-style-type: none"> 心理検査は釧路のクリニックで実際に心理検査を行っている心理士に月 2 回来てもらい、病院で実施予定である。次年度保健生活部で心理士 1 名を採用予定なので、その心理士にも慣れてもらい、将来的には心理検査を担当してもらおう考えである。 医師については、小児科の横澤先生の奥様が東京でこういったクリニックを開設している。釧路のクリニック閉院予定を受け、小児科受診の中で相談や状況判断した上で、横澤先生が奥様に声をかけた。現在はまだ対応が厳しい状況なので、対象者を絞って検査と外来を考えており、東京からの来院のため医師による外来は 2 か月に 1 回の予定である。
委員 4 番 伊勢	<ul style="list-style-type: none"> 釧路の精神科病院では人口減少にもかかわらず患者が減らず、むしろ増加している印象があるが、町内の状況はどうか。
病院事務長 三戸	<ul style="list-style-type: none"> 昔は病名がつかなかった子供、例えば自閉症、多動症、注意欠如などを病気として扱っていなかったが、現在はそういったことも病気を見つけるより、ケアをしていくことが重要である。心理検査により症状が確定され、投薬により改善する人もいるが、病院でやるのは一端で、長時間関わるのは家庭、保育園、幼稚園、学校であり、そちらとの連携を進めたい。昔は病名がつかなかったものが、現在は病名がつく時代になったと感じる。 10 : 16 別海病院所管事務調査終了、休憩 10 : 24 再開
	<p>保健生活部報告事項</p> <p>3 その他報告事項</p> <p>(2) 5 歳児健康診査について</p>
保健生活部長 小川	<ul style="list-style-type: none"> 本会議に提案した議案及び予算については説明済みのため改めての説明は行わないが、確認事項があれば本委員会でも回答する。その他報告事項として、令和 8 年度から始まる新制度である 5 歳児健康診査について担当より説明する。
委員長 10 番 外山	<ul style="list-style-type: none"> 調査案件 3 本について審議を開始する。まず議案第 21 号「別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、説明は終了しているため委員から質問があれば受け付ける。
委員 13 番 中村	<ul style="list-style-type: none"> 本会議で報告されたモデルケースについて、聞き漏らした部分があるため確認したい。30 代夫婦と子供 1 人で所得 167 万円のケースで 5,961 円増額は理解したが、40 代で子供 3 人の場合の所得と、60 代夫婦 434 万円から 865 万円 2 万 8,604 円増額という内容について詳細を伺う。
保健生活部次長 谷村	<ul style="list-style-type: none"> 改めてモデルケース全体を説明する。第 1 ケースは 30 代夫婦と子供 1 名で年間所得 167 万円未満、5,961 円の増額となる。第 2 ケースは 40 代夫、30 代妻、子供 3 名（内未就学児 2 名）で年間所得 167 万円以上 439 万 5,000 円未満、最大 1 万 5,931 円の増額である。第 3 ケースは 60 から 64 歳の夫婦で年間所得 439 万 5,000 円以上 866 万 5,000 円未満、2 万 8,604 円の増額となる。
委員長 10 番 外山	<ul style="list-style-type: none"> 続いて議案第 25 号「別海町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 26 号「別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について」を一括審議する。12 月予定が今回実施となり、燃えるごみ・燃えないごみの料金上昇、粗大ごみが 120 円から 200 円への値上げとなる。質疑あるか。
委員 一同	<ul style="list-style-type: none"> 質疑なし
委員長 10 番 外山	<ul style="list-style-type: none"> 提出案件の審議を終了する。
こども家庭センター総括支援員 能登	<ul style="list-style-type: none"> 令和 8 年度から開始する 5 歳児健康診査について説明する。目的は幼児期において言語理解力や社会性が高まり発達障害が認知される 5 歳児に対し健康診査を行い、子供の特性を早期発見して適切な支援を提供することである。集団生活に必要な社会性の発達や自己統制などの行動面発達評価

	<p>が重要となる。</p> <p>本町では平成 24 年度から 5 歳児相談を実施してきており、臨床心理士の発達相談、肥満改善のための栄養相談・健康相談、就学相談を実施してきた。令和 8 年度からは従来内容に小児科医師による診察を加えた 5 歳児健康診査を集団検診方式で実施する。対象は町内に住所を有する 5 歳児全員である。</p> <p>健診当日は事前カンファレンスでの状況確認、保健師問診、身体計測、横澤医師による診察、各種相談を実施する。医師診察で発達に関する精密検査が必要と判断された場合は後日の発達検査を予約する。事後カンファレンスで支援対象者と方針を決定する。</p> <p>健診後のフォローアップとして、町立別海病院で発達検査や専門医師による診療が受けられる。こども家庭センターは保護者同意に基づき関係機関と情報共有し、適切なサポート体制を検討する。保育、療育、教育分野との連携強化により、全ての子供の健康と発達特性を持つ子供への適切な支援を目指す。</p>
<p>委員 8 番 田村 こども家庭センター総括支援員 能登</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新設される 5 歳児健診により、就学前までの健康診断は何回実施されることになるか。 ・生後 4 か月、1 歳 6 か月、3 歳、5 歳の各健診に加え、教育委員会実施の就学时健康診断を含めて計 5 回となる。
<p>委員 4 番 伊勢 こども家庭センター総括支援員 能登</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5 歳児健診の特色について、従来の健診との相違点や検査内容の深化について伺う。 ・5 歳児健診では集団生活に必要な社会性の発達や自己統制などの行動面発達評価が重要となる。発達障害が認知される時期であり、発達特性を医師の目で診察し、精密検査が必要な場合は別海病院の発達精神外来でより詳しい検査を実施する点が大きな相違点である。
<p>委員 13 番 中村 こども家庭センター総括支援員 能登</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度と 9 年度の対象児童数は。 ・令和 8 年度の対象者は約 90 人である。令和 9 年度は令和 4 年度生まれが対象となるため、ほぼ同数の見込みである。その後は 60 人から 70 人程度に減少する予定である。 <p>10 : 46 保健生活部所管事務調査終了、休憩</p> <p>10 : 58 再開</p> <p>教育委員会所管事務調査</p> <p>議事 2 所管事務調査について</p> <p>(1)提出議案調査について</p> <p>③別海町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>教育部長 干場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 28 号別海町奨学資金貸付条例の一部改正について、本会議での説明は済んでいるため改めての説明は省略し、質問があれば回答する。
<p>委員長 10 番 外山 委員 8 番 田村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑あるか。 ・第 2 条の「学校教育法第 1 条に規定する大学、大学院」について、大学は第 1 条に規定されているが大学院は規定されておらず、97 条で大学院設置の規定はあることが、大学院を説明する条項が抜けているのではないか。
<p>教育部次長 田畑</p>	<p>また、第 5 条で従来の具体的金額から「10 万円以内」とした意図について、専修学校などの種類に応じた金額設定を規則で定めるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院について、第 1 条の大学には学部と大学院が含まれるが、学部のみと捉えられる懸念があるため明記した。10 万円の限度額設定について、他課の制度と合わせたこと、日本政策金融公庫の調査結果で国公立大学 4 年間の必要資金が 481 万 2,000 円であることから、月額 10 万円×4 年=480 万円が妥当であると考えた。専修学校等については、経済的理由による進学断念防止という目的から、本人の返済能力を考慮し 1 万円単位で借用できるよう規則を作成中である。

委員 8 番 田村	・奨学資金の申請において、奨学生が希望する金額を自身で決定するのか、あらかじめ学校種別により金額が決められているのか。
教育部次長 田畑	・将来の返済を考慮し、進学先や就職予定職業の収入も含めて奨学生本人が決定する仕組みである。
委員 8 番 田村	・予算の範囲内において奨学生の希望を尊重して貸与されるのか。
教育部次長 田畑	・そのとおりである。
委員 4 番 伊勢	・今後の金利上昇が予想される中、元金 480 万円に対し利息を考慮せず元金のみを 10 年で返済すればよいのか。
教育部次長 田畑	・教育支援と学習意欲の応援という目的により、10 年間無利息で元金のみ返済である。
委員 8 番 田村	・在学中の経済状況変化により、貸与額の増減変更が可能か。
教育部次長 田畑	・経済的理由による進学断念防止や家計急変への対応として、相談により額の増減は対応可能である。
委員 4 番 伊勢	・480 万円借用後、就職 5 年後に会社倒産等により返済不能となった場合の対応について、全額請求となるのか。
教育部次長 田畑	・貸付金で無利息の制度であるため、まずは相談対応となるが、基本的には 10 年間での返済が原則であること、身元保証人 2 名が連帯保証人と同等の扱いであるため、いずれかが支払うことになる。
委員 13 番 中村	・第 11 条第 2 項が削除されるということか。
教育部次長 田畑	・従来の 3 年以上の業務従事による返済免除規定について、人事財産課の制度と重複していたため整理を行った。町が必要とする医師や看護師等の人材確保は人事財産課で対応し、本条例は経済的理由による進学支援に特化してすみ分けを図った。該当者は人事財産課または総合政策課から借入れ可能である。
	11 : 23 教育委員会所管事務調査終了、休憩
	11 : 27 再開
委員長 10 番 外山	・議案第 20 号「別海町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の討論があるか。
委員 一同	・討論なし。
委員長 10 番 外山	・討論を終了する。 採決する。 本案を原案のとおり決定することに異議があるか。
委員 一同	・異議なし。
委員長 10 番 外山	・異議なしと認める。 議案第 20 号が原案どおり可決された。 以上で委員会に付託された議案第 20 号の審査を終了する。
	12 : 01 福祉文教常任委員会終了、閉会